

雲南市基幹相談支援センター

(受託：きすき相談支援センターおれんじ)

ご案内

～だれもが地域で安心して暮らせるまちをめざして～

雲南市基幹相談支援センターとは

雲南市基幹相談支援センターは、市内に8つある相談支援事業所の中核的な役割を担い、障がいのある方への**相談支援の充実、相談支援体制の強化**を図るために開設されたものです。

平成29年4月からは、きすき相談支援センターおれんじ(社会福祉法人雲南ひまわり福祉会)が雲南市より委託を受け業務を行うこととなりました。

障がいのある方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるように生活全般における悩みごとや困りごとなど様々な相談をお受けします。

支援には関係機関の皆さんとの連携がとても大切です。どうぞよろしくお願いいたします。

雲南市基幹相談支援センターの業務

1、総合的・専門的な相談支援

- ・個別総合相談
- ・困難ケースへの対応
- ・関係機関(保・幼・学校等)への周知と相談対応

雲南市の相談窓口の拠点として、障がいの種別に関係なく、総合的な相談支援を行います。障がいのある方やご家族が抱えている不安や課題などをお聞きし、一緒に解決するための支援を行います。また、相談内容に応じて適切な支援機関の紹介も致します。

2、地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ・相談支援専門員研修の企画
- ・個別支援計画・モニタリングのチェック
- ・他圏域・県外からのケースの調整
- ・相談支援専門員へのスーパーバイズ
- ・相談支援専門員のネットワークづくり

地域の相談支援事業所に対して助言を行ったり、研修会や事例検討会の開催などを通して地域全体の支援力向上を目指します。また、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図ります。

3、権利擁護・虐待防止に関すること

- ・成年後見制度の地域への普及啓発、成年後見制度の利用支援
- ・関係機関との体制整備
- ・障がい者虐待の防止に関する普及啓発
- ・障がい者虐待防止センターの運営(H31予定)

障がいのある方やご家族から権利侵害(虐待など)に関するご相談をお受けします。本人の想いを尊重し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用支援を行います。

4、地域移行・地域定着の促進の取り組み

- ・地域の体制整備のコーディネート
- ・地域移行・地域定着のスーパーバイズ

施設や病院から“地域で暮らしたい”という方々が地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援します。

5、総合支援協議会(地域部会)の運営

- ・総合支援協議会(地域部会)の運営

協議会を通じて、地域のネットワークづくりをすすめます。また、地域の様々な課題に取り組みます。

～こんな悩み抱えていませんか？～

悩みを抱えているご本人

- 学校で行事や部活、学級活動で他の人とうまく付き合えない。
- 仕事が続かない。
- 事故や病気で障がいをもって将来の不安が大きい。
- 一人暮らしをしたい、自立した生活をしたい。
- ヘルパーさんに日常生活を手伝ってほしい。 など・・・

ご家族

【幼児期】

- 他の子とどこか違う。誰に相談したらいいんだろう。
- 乳幼児健診で成長の遅れを指摘された。どうしよう。

【就学前～就学後、思春期】

- 親だけでは子育てが難しくなった。どんな支援があるのだろう。
- 家や学校で困った行動がある。どうしよう。
- 他のご家庭では子どもへの関わり、どうしているのだろう。

【高校卒業～社会へ】

- 進路をどうしよう。卒業してからの生活に不安がある。
- 親からの自立とは・・・少しずつ考えていきたい。 など・・・

地域の関係機関の方

- サービス等利用計画・・・どのように作成したらいいのだろう。
- 支援がうまくいかない。誰に相談したらいいのだろう。
- 相談支援専門員のスキルアップを行うにはどうしたらいいのだろう。 など・・・

社会福祉士、精神保健福祉士などの専門の資格を持った相談支援専門員がご相談を受けます。
お気軽にご相談ください。

○お問い合わせは

雲南市基幹相談支援センター

受託法人 社会福祉法人雲南ひまわり福祉会

きすき相談支援センターおれんじ

〒699-1323 雲南市木次町東日登351-5

TEL (0854) 47-7101 FAX (0854) 47-7102

管理者 松林 哲也 相談支援専門員 岡田 浩一、山本 諒子

開所日：月～金 午前8時30分～午後5時30分

※土、日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業
但し、緊急時は時間外でも対応いたします。

